

## I 租特透明化法の概要等

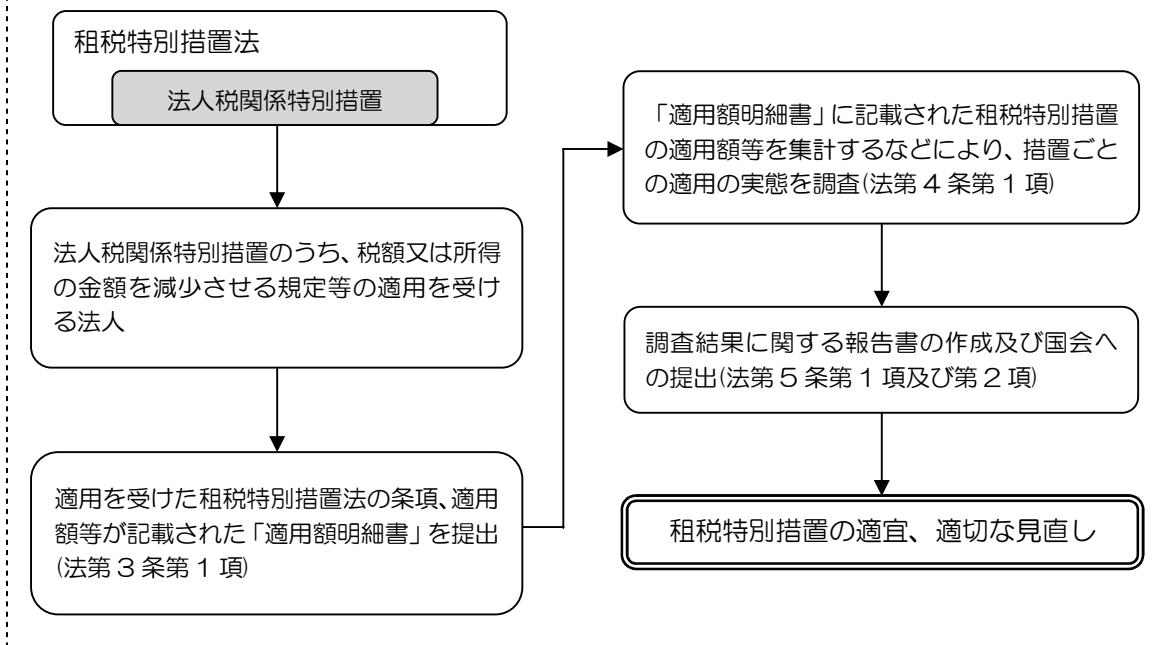
### 1 租特透明化法の概要

平成22年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする租特透明化法が制定されました。

この法律には、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。このため、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります(法第2条第1項、第3条第1項)。

また、提出された適用額明細書に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなどにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることになります(法第1条)。

#### ○ 租特透明化法の流れ



## 2 Q & A

Q1

「適用額明細書」とは何ですか？

A 1 「適用額明細書」とは、法人<sup>(注)</sup>が法人税関係特別措置(Q 2 参照)の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています。

(注) 「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

Q2

「法人税関係特別措置」とは何ですか？

A 2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等(具体的には、租特透明化法施行令第2条に掲げる各租税特別措置)をいいます。

Q3

なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

A 3 「租特透明化法」は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

(参考) 財務大臣(国税庁長官)は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Q4

「適用額明細書」を添付しなかった場合は、どうなりますか？

A 4 「適用額明細書」の添付がなかった場合又は添付があつても虚偽の記載があつた場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないとされています。

そのため、「適用額明細書」の添付漏れ又は適用額の記載誤り等があつた場合には、できるだけ速やかに、「適用額明細書」の提出又は誤りのない「適用額明細書」の再提出をお願いします。

**Q5**

「適用額明細書」の記載内容に誤りがあったため、再提出しようと考えていますが、再提出する場合、誤りのあった部分のみの提出でよいでしょうか？

**A 5** 「適用額明細書」を再提出する場合には、誤りのあった部分のみの提出ではなく、適用を受ける全ての法人税関係特別措置について記載してください。

**Q6**

「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、どこで入手できますか？

**A 6** 「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))からダウンロードが可能です(掲載場所は、最終ページをご参照ください。)。

「適用額明細書」は、市販の会計ソフトウェア等から出力されたモノクロ専用様式のものであっても提出が可能です。

なお、法人税申告書の用紙の送付を希望されている場合(前年以前に法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄を「要」とされている場合)には、法人税申告書とともに「適用額明細書」の用紙を送付しております。

**Q7**

「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信ができますか？

**A 7** 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信が可能です。詳しくは、e-Taxホームページ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))をご参照ください。

**Q8**

「適用額明細書」に2桁で記載すべき「業種番号」欄がありますが、これは、別表一(一)等に印字された「業種目」と何か関連はあるのでしょうか？

**A 8** 「適用額明細書」に記載する「業種番号」は、別表一(一)等に印字された「業種目」欄の上2桁を記載することになります。

なお、別表一(一)等の「業種目」欄に印字がない場合や「業種目」欄に印字された「業種番号」がその事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P10の「3 事業種目・業種番号一覧表」から該当する「業種番号」を記載してください。

**Q9**

法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合、変更後の「適用額明細書」の再提出は必要でしょうか？

**A 9** 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出が必要となります。

**Q10**

「適用額明細書」の記載に当たって何か注意すべき事項は、ありますか？

**A10** 提出された「適用額明細書」には、次のような記載誤りが多く見受けられます。

記載誤りがある場合には、正しく記載した「適用額明細書」を改めて提出していた  
だく必要がありますので、ご注意ください。

《よくある記載誤り》

**① 法人税申告書別表からの転記誤り**

「期末現在の資本金の額又は出資金の額」、「所得金額又は欠損金額」等は別表一  
(一)等に記載されたものと同額を記載してください。

**② 「区分番号」の記載誤り**

「区分番号」は、税制改正に伴い適用を受ける法人税関係特別措置が同一であって  
も、税額控除限度額が変更されたことにより、改正後の「区分番号」が異なる場合が  
ありますので、適用を受ける事業年度の「適用額明細書の記載の手引」を参照し、正  
しく記載してください。

**③ 適用限度額がある措置の適用額の記載誤り**

「中小企業者等の法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限  
度額を超えないように適用額を記載してください。

(例) 「中小企業者等の法人税率の特例」(区分番号「00380」)

所得金額900万円であっても、この措置の適用限度額は年800万円であるため、  
「適用額明細書」には、「8,000,000円」と記載する。

**④ 「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り**

「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合には、「税額控除」や「中小企業  
者等の法人税率の特例」のような適用を受けない措置の記載は不要です。

**Q11**

震災特例法の規定により租税特別措置法をみなし適用する場合、その適用額に  
ついて「適用額明細書」に記載は必要でしょうか？

**A11** 震災特例法の「みなす規定」により租税特別措置法の規定の適用がある場合は、原  
則として「適用額明細書」への記載は不要です。

なお、震災特例法第17条の5第2項による試験研究費の税額控除については、租税  
特別措置法の規定による試験研究費と、金額の区分がされずに法人税申告書別表六  
(六)又は六(八)に記載されることとなります、「適用額明細書」への記載は、金額  
の区分をせず、法人税申告書別表に記載した金額をそのまま転記してください。

### 3 適用額明細書の提出(流れ)

適用額明細書の提出までの流れは、次のようになります。

